主

本件控訴を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人尾後貫荘太郎および弁護人原秀男、同竹下正巳両名連名作成名義の各控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これをここに引用し、これに対して、当裁判所は、次のとおり判断する。

これに対して、当裁判所は、次のとおり判断する。 尾後貫弁護人の論旨第一点および原・竹下両弁護人の論旨第二点(序論および第 一点は所論および事案の概要を記載している。)について。

所論は、いずれも要するに、原判決が罪となるべき事実において摘示した本件記事は、警視庁捜査係員による内偵の事実を報道したものであつて、その嫌疑にかかる事実の報道ではなく、被害者に対する社会的評価を低下させる可能性はないから、名誉毀損罪は成立しないと主張し、原判決が、同判示の事実を認定して、これに刑法第二三〇条第一項を適用したのは違法であり、判決の理由にくいちがいがあるか少くとも事実の誤認があるというのである。

しかし、原判決挙示の証拠(但し、原判決がAの検察官に対する昭和四五年一一月四日付供述調書と記載しているのは同日付告訴調書の誤記と認められる。)、特に本件週刊誌昭和四五年八月三〇日号によれば、原判決が、罪となるべき事実において摘示した表紙、見出し(題名)および本文中の各記載内容は被害者が麻薬等の密輸の犯罪に関与しているかの如き虚偽の事案を掲載したものであると認めた判断を是認することができ、記録および証拠物を調査し当審における事実取調の結果を勘案して検討しても、これを覆すには足りない。 所論は、本件記事は警視庁が内偵した事実を報道したにすぎないと主張するけれた。警察がているのである。

所論は、本件記事は警視庁が内偵した事実を報道したにすぎないと主張するけれども、警察が内偵なり捜査なりをしたということは、もとより特定の犯罪事実の存在を前提としているのであつて、所論も自ら認めるとおり、内偵事実の報道がある。もちらにかかる事実に大なり小なり触れることは避けられないのが普通である。もちらに、その記載の仕方、表現方法によつては、嫌疑事実の具体性を欠き、あるいは、内偵の結果嫌疑が全くなくなつたと付加するなどして、警察が内偵したという事損にならないと即断することはできない。警察が内偵したとか捜査しているとかはこと自体が人の名誉を毀損するおそれのある事項であること、また、内偵の事実が直ちに公共の利害に関する事実といえるか疑問である等刑法第二三〇条ノニの免責を受ける可能性に乏しいことを考慮する必要がある。

原弁護人等の論旨第三点について。

所論は、被告人は本件では被害者の名誉が毀損されるおそれのあることを認識し

ていなかつたから、犯罪の故意がないと主張する。

〈要旨〉しかし、原判決もいうとおり、被告人が本件記事の内容を熟知し、これを掲載発行することを認容している〈/要旨〉ことは、証拠上明白である。そして、他人の社会的評価を低下させる事実を認識する以上、通常は、これによつて他人の社会的評価を低下させるおそれのあることをも認識しているものと考えられるから、名誉毀損罪の故意としては、前者をもつて足ると解すべきである。犯人が積極的にあると野損罪の故意としては、前者をもつて足ると解すべきである。犯人が積極的に表現の名誉を毀損する目的意図を要しないことは前述のとおりである反面、犯人が有力の名誉を毀損する目的意図を要しないこととない。もし、犯人が特別の情況になたくと主張する所論は、人の心情には無関心な犯人が責を免れ、注意深い犯人だらない。もし、犯人が特別の情況につて、人の社会的評価を低下させるおそれのあったことを認識しなかった点につないとがないとか、相当の理由があったというのであれば格別、所論指摘のような事は未だ名誉毀損罪の故意を阻却するものではないと解すべきである。論旨は理由がない。

同第四点について。

所論は、事実誤認の主張であつて、要するに、本件記事の内容が真実であること、もしくは、被告人において真実であると信ずべき相当の理由があつたことが証明されているから、被告人に刑事責任はないというのである。

しかし、記録や証拠物および当審における事実取調の結果に徴すると、原判決が 会議人の主張に対する判断等の3で判示しているように、本件の記事ができる。 のものであるとは認められないとした原判を肯認るかのの認定が正さる。 のならず、原判決は被害者が麻薬や拳銃の密輸に関与しているの認定が正当を したことが名誉毀損の行為であると認て、の内値のがは、本件週刊誌の発常あるとは既に述べたとおりである。そしての点に対けである。 を、本件公訴提起の直前に、警視庁係員の内値の端緒はでは、本件週刊精神する の投書であって、優別の根拠がよっている。 の投書であって、独もないであると仮定しても、それはの の投書であって、独もないであると仮定しても、それは のであると情報収集中に取り交した雑談、むしろ記事等が右の捜査 に過ぎないものというのであるから、被告人が刑法第二三〇条 規定により免責される事由とはならない。論旨は理由がない。

尾後貫弁護人の論旨第二点について

所論は、本件週刊誌に掲載された記事の責任は編集長が負うべきものであつて、 副編集長である被告人に刑事上の責任はないと主張する。

しかし、原判決が弁護人の主張に対する判断等の4で説示するところは、当裁判所もこれを肯認することができる。編集長や原稿作成者にも責任があるとしても、本件記事の作成掲載に至る間に関与した被告人の行為に照らし、被告人こそが本件記事の実質的な最高責任者であるといつても過言ではないことが明らかである。

論旨は理由がない。

同第三点および原弁護人等の論旨第五点について

論旨は、いずれも量刑不当の主張である。

よつて、刑事訴訟法第三九六条により本件控訴を棄却し、当審における訴訟費用は、刑事訴訟法第一八一条第一項本文により被告人に負担させることとして、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 龍岡資久 判事 宮脇辰雄 判事 桑田連平)